

岩手県告示第 257 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
鈴木内科医院	盛岡市八幡町 2 番 17 号	平成 17 年 12 月 31 日